

【備考】

(裏面)

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報は、梶原町個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の規定に基づき取り扱うものとし、梶原町が梶原町の事務及び事業における暴力団の排除に関する協定書に基づき実施する暴力団等の排除措置以外の目的には使用しません。また、梶原町がこれらの情報をもとに須崎警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

この名簿には、梶原町町営住宅入居申込者及び同居予定者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字体）字体で記載し、必ずフリガナも記載してください。

○梶原町暴力団排除条例（抜粋）

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 略

○梶原町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（抜粋）

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、各号に定めるもののほか、梶原町暴力団排除条例で使用する用語の例による。

- (1)～(4) 略
- (5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるもの除き、次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。）
 - エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして町長が認めるもの
 - (ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの
 - (イ) 役員等が業務に関し、暴力団員であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - (エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (キ) 役員等が、町との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの